官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四二五）　一
○トーゴ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四二六）　五
○保安林の指定を解除する件（農林水産一六四六）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六四七～一六六八）　七
○航路標識に関する件（海上保安庁二七）　八
○道路に関する件（四国地方整備局六〇）　八
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
法務
公証人任免（法務省）　九
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示二、山口同二）　九
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（九州地方交通審議会）　九
国家試験
令和八年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行について（国土交通省土地鑑定委員会）　九
〔公告〕
諸事項
官庁
財団関係　一〇
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

その他告示

○外務省告示第四百二十五号

令和七年十月十日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十三年八月十八日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになった地熱開発促進プログラムの実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年十一月五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百二十六号

令和七年十月十日にロメで、トーゴ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億二百万円

3　署名者

日本側　胡摩窪淳志在トーゴ大使

トーゴ側　アフォ・ウスマン・サリフ外務・協力・アフリカ統合・在外自国民省次官

令和七年十一月五日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉字上川原三七八の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県福島市飯坂町茂庭字加武連一、七の乙、一〇の一、一一、一二の一、一二の口、一三から一五まで、二三の一、二三の二、二四、二六の一、二六の二、二七、二八、三一、三六、四三の三、四三の四、四四、四五の二から四五の六まで、四六の一、四六の二、四七の一、五〇から五九まで、字赤沢三、七から九まで、一五の二、一六のイ、一六のロ、二〇、二三から二六まで、字畑沢一、三、五のイ、五のロ、七、一四から一九まで、二六から二九まで、三二、五六の二、五七、五八、六〇の一、六八、六九、字弁慶岩一から四まで、字地竹ヤラ一、字手綱沢四、字鎌附沢山一の一から一の三まで、二、三、字田畑山二、三、字堰口向一、飯坂町中野字片起山五から八まで、字鶏山六三から六五まで、町庭坂字向八　八、九、三三の四

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向八　三三の四（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県福島市飯坂町茂庭字寺坂山一から五まで、字寺坂口九、一〇の一、字松山一から四まで、字寺坂一五から一八まで、字阿部割沢三、四、佐原字竹ノ森一の三、一の六九、